

山口県報

平成 23 年
8 月 2 日
(火曜日)

目次

- 告示
道路の位置の指定(建築指導課)……………一
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(住宅課)……………一
- 公告
防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)……………二
周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案、周南都市計画街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案並びに周南都市計画臨港地区の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)……………三
大和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに熊毛都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)……………四
長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)……………四
柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)……………五
大島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)……………五
東和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)……………六
田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)……………七
平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)……………七
- 公安委公告
一般競争入札の実施……………八
- 監査公表……………九
- 監査公表……………九

山口県告示第三百十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十三年八月二日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市望町三丁目二八三の一八及び一八四の三七	六・〇	二九・四	一八五・二二

山口県告示第三百十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、稗田県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十三年八月二日

山口県知事 二井 関成

- 一 稗田県営住宅新築工事
- (一) 工事場所 下関市山の田北町五〇番一
- (二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積	戸 数
鉄筋コンクリート造	地上六階建	二、〇八七平方メートル	三〇戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十二年山口県告示第四百二十六号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十三年八月一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十三年八月十七日から同月十九日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成二十三年八月三十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課（電話〇八三一九三三―三八七〇）にすること。



(二四〇) 防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十三年八月二日

山口県知事 二井 関成

一 開催の日時

平成二十三年九月八日（木曜日）午後七時

二 開催の場所

防府市緑町一丁目九番一号
防府市文化福祉会館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年九月一日（木曜日）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十三年九月一日までの消印のあるものに限ります。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができず、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限

することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

- 山口市滝町一番一号
- 山口県土木建築部都市計画課
- 防府市駅南町一三番四〇号
- 防府土木建築事務所
- 防府市寿町七番一号

防府市土木建設部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(二四一) 周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案、周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案並びに周南都市計画臨港地区の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案、周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案並びに周南都市計画臨港地区の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十三年八月二日

山口県知事 二井 関 成

一 開催の日時

平成二十三年九月六日(火曜日)午後七時

二 開催の場所

- 周南市岐山通一丁目四
- 周南市市民館(労働会館)

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
次のとおりとする。

(二) 変更する周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分

次のとおりとする。

(三) 変更する周南都市計画臨港地区
次のとおりとする。

四 公述の申出の手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年八月三十日(火曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十三年八月三十日までの消印のあるものに限ります。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

- 山口市滝町一番一号
- 山口県土木建築部都市計画課
- 周南市毛利町二丁目三八
- 周南土木建築事務所
- 下松市大手町三丁目三番三号
- 下松市建設部都市計画課
- 光市中央六丁目一番一号
- 光市建設部都市整備課
- 周南市岐山通一丁目一
- 周南市都市整備部都市政策課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(二四二) 大和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに熊毛都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、大和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに熊毛都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十三年八月二日

山口県知事 二井 関成

- 一 開催の日時
平成二十三年九月六日（火曜日）午後七時
- 二 開催の場所
周南市岐山通一丁目四

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案
 変更する大和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに熊毛都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

四 公述の申出の手続
 次のとおりとする。

- (一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年八月三十日（火曜日）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇―）山口県土木建築部都市計画課に提出してください。
 なお、郵送の場合は、平成二十三年八月三十日までの消印のあるものに限りません。
- (二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。
- (三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。
- (四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

- (一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三―九三三―三七三三）にしてください。
- (二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号
 山口県土木建築部都市計画課
 周南市毛利町二丁目三八
 周南土木建築事務所
 光市中央六丁目一番一号
 光市建設部都市整備課
 周南市岐山通一丁目一
 周南市都市整備部都市政策課
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(二四三) 長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十三年八月二日

山口県知事 二井 関成

- 一 開催の日時
平成二十三年八月十九日（金曜日）午後八時
- 二 開催の場所
長門市東深川一三二四の一
長門市物産観光センター

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案
 変更する長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 次のとおりとする。

- 四 公述の申出の手続
 (一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年八月十二日（金曜日）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇―）山口県土木建築部都市計画課に提出してください。
 なお、郵送の場合は、平成二十三年八月十二日までの消印のあるものに限りません。

す。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

長門市東深川一八七五の一

長門土木建築事務所

長門市東深川一三三九の二

長門市建設部都市建設課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(二四四) 柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十三年八月二日

山口県知事 二井 関成

一 開催の日時

平成二十三年九月八日(木曜日)午後八時

二 開催の場所

柳井市柳井三七一八

柳井市文化福祉会館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年九月一日(木曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十三年九月一日までの消印のあるものに限りです。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べる者が選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

柳井市南町三丁目九番二号

柳井土木建築事務所

柳井市南町一丁目一〇番二号

柳井市建設部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(二四五) 大島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、大島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十三年八月二日

山口県知事 二井 関成

一 開催の日時

平成二十三年九月十三日(火曜日)午後八時

二 開催の場所

大島郡周防大島町大字小松一三八の一
大島文化センター

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する大島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

- (一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年九月六日(火曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。
- (二) なお、郵送の場合は、平成二十三年九月六日までの消印のあるものに限ります。
- (三) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。
- (四) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することができます。
- (五) (一)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

- (一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七三三)にしてください。
- (二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。
山口市滝町一番一号
山口県土木建築部都市計画課
柳井市南町三丁目九番三号
柳井土木建築事務所
大島郡周防大島町大字久賀五一三四
周防大島町産業建設部建設課
- (三) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において

縦覧に供します。()

(二四六) 東和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、東和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十三年八月二日

山口県知事 二井 関成

一 開催の日時

平成二十三年九月十三日(火曜日)午後八時

二 開催の場所

大島郡周防大島町大字小松一三八の一
大島文化センター

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する東和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

- (一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年九月六日(火曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。
- (二) なお、郵送の場合は、平成二十三年九月六日までの消印のあるものに限ります。
- (三) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。
- (四) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することができます。
- (五) (一)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

- (一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七三三)にしてください。

(一) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

柳井市南町三丁目九番三号

柳井土木建築事務所

大島郡周防大島町大字久賀五一三四

周防大島町産業建設部建設課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(二四七) 田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十三年八月二日

山口県知事 二井 関成

一 開催の日時

平成二十三年九月九日(金曜日)午後八時

二 開催の場所

熊毛郡田布施町大字下田布施八一四の一

商工会館サリジエ

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年九月二日(金曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」といふ。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公

聴会において意見を述べることが出来る者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることが出来る者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

柳井市南町三丁目九番二号

柳井土木建築事務所

熊毛郡田布施町大字下田布施三四四〇の一

田布施町役場

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(二四八) 平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十三年八月二日

山口県知事 二井 関成

一 開催の日時

平成二十三年九月十二日(月曜日)午後八時

二 開催の場所

熊毛郡平生町大字平生町二一〇の一

平生町役場第三庁舎大会議室

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年九月五日(月曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十三年九月五日までの消印のあるものに限りません。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べる事ができる者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。
山口市滝町一番一号
山口県土木建築部都市計画課
柳井市南町三丁目九番三号
柳井土木建築事務所
熊毛郡平生町大字平生町二〇〇一
平生町役場

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十三年八月二日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

指紋自動識別システム 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成二十四年一月一日から平成三十年十二月三十一日までの間

(四) 使用場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部刑事部鑑識課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加できないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第二百八十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十三年山口県告示第七十七号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十三年八月二日から同年九月十二日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部刑事部鑑識課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部刑事部鑑識課

(三) 受領期限

平成二十三年九月九日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十三年九月十二日午前十時三十分)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

(二) 日時

平成二十三年九月十二日午前十時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部刑事部鑑識課(電話〇八三一九三三〇一一〇 内線四六三五)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: Automated Fingerprint Identification System, 1 set

(3) Use term: From January 1, 2012 to December 31, 2018

(4) Use place: Identification Division, Criminal Investigation Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Identification Division, Criminal Investigation Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., September 9, 2011 (In case of bringing a tender : 10:30 A.M., September 12, 2011)



監査公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり同条第4項の規定による監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、これを公表します。

平成23年8月2日

山口県監査委員 堀 満 久 雄
同 同 岡 村 精 二
同 同 神 田 忠 二 郎

同 石津 敏 樹

通知に係る事項

廃棄物・リサイクル対策課

収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成20年度及び平成21年度における収入証紙による産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料等の収入については、平成23年5月17日に適正な処理を行った（監査年月日 平成22年9月21日）。

健康増進課

収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成21年度における収入証紙による栄養士免許等手数料の収入については、平成23年5月17日に適正な処理を行った（監査年月日 平成22年8月24日）。

山口健康福祉センター

収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成21年度における収入証紙による理容所美容所検査手数料等の収入については、平成23年5月17日に適正な処理を行った（監査年月日 平成22年10月25日）。

長門健康福祉センター

収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成15年度における収入証紙による病院等開設許可手数料の収入については、平成23年5月17日に適正な処理を行った（監査年月日 平成16年7月29日）。

宇部土木建築事務所

収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成20年度及び平成21年度における収入証紙による宅地建物取引業免許申請手数料の収入については、平成23年5月17日に適正な処理を行った（監査年月日 平成22年11月9日）。